

第2章 増幅する不確実性

2025 年に入ってから貿易政策を巡る劇的な変化と不確実性の増幅は、戦後のルールベースの国際経済秩序が岐路に立たされていることを強く印象づけた。同時に、戦後の国際経済秩序が様々な課題に直面していることは、近年の国際政治経済環境の変化の中で既に顕在化しつつあったことも確かである。そうした中で、国境を超えるビジネス活動を巡る不確実性は高まってきている。

戦後、西側諸国を中心に発展したルールベースの国際経済秩序は、冷戦終結後にグローバルな拡大と深化を遂げた。それは自由化を通じた具体的な貿易投資障壁の低減だけでなく、「ルール志向」の基本的理念⁵を具現化し、国際ルールによって国

境を超えるビジネスの予見可能性を飛躍的に高めてきたことに、極めて重要な価値があった。しかし、近年の国際情勢の変化は、このルールベースの国際経済秩序を動揺させ、不確実性を増大させている。

本章では、①保護主義と貿易摩擦、②過剰生産能力と過剰依存のリスク、③地政学リスクと経済安全保障認識、④パワーバランスの変化とグローバルサウス、⑤デジタル化とグリーン移行への多様な対応に注目して、近年の動向と変化を概観する。こうした国際環境変化がもたらす不確実性を検討することは、転換期にある国際経済秩序の状況を理解し、今後の世界経済動向と貿易投資関係を展望する上で重要な視点である。

第1節 保護主義と貿易摩擦

1. 近年の貿易摩擦を巡る経緯

貿易政策の不確実性は、貿易投資や国内経済に負の影響を与える。冷戦後に世界の大多数の国々が WTO や FTA/EPA にコミットメントを示してきたことは、国境を超えるビジネスの予見可能性を大きく向上させ、貿易投資の拡大や経済成長に寄与してきた⁶。これはルールベースの国際経済秩序が提供してきた重要な価値である。

近年の保護主義の拡散と貿易摩擦の影響を考える上では、関税引上げ等による直接的な効果だけではなく、そうした貿易政策の不確実性が国境を超えるビジネス活動に与える影響を考慮することが不可欠である。2010 年代後半からの経緯を振り返ると、米中対立を始めとする貿易摩擦の激化は、貿易政策を巡る不確実性を高めてきた（第I-2-1-1表）。米国第一次トランプ政権期には、中国産品に対して通商法301条に基づく追加関税を課し、中国も米国産品に対して追加関税に踏み切るといった数次にわたる関税引上げ合戦が行われた。また、米国は通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミの輸入に対する追加関税を発動し、EU、中国、インド、ロシア、トルコはセーフガード協定第8条を根拠とする対米対抗措置を発動し、カナダ、メキシコは NAFTA 上の規定を根拠とす

る対米対抗措置を発動した。米国の追加関税の実施に関しては、製品別・国別除外の扱い等を経ても先行きを見通しづらい状況が続いた。

バイデン政権は、同盟国との協調を重視し、鉄鋼・アルミ関税の一部調整を行う一方で、中国に対しては第一次トランプ政権期の関税を維持し、先端半導体を始めとする戦略分野の輸出・投資規制や中国産品をサプライチェーンから排除するような動きを強めてきた。2024 年には規制対象品目を一段と広げ、これに対して中国もレアメタルの輸出管理強化などの措置を打ち出した。こうした動きにより、米中貿易や関連ビジネスの不確実性は高止まりしていた。

加えて、米国で2022年8月に成立したインフレ削減法（IRA）に対しては、多数の国が、税控除の条件等に関して WTO 協定に抵触する可能性を提起している。実際に、中国は同法に基づく税控除が自国産品を差別するものであるなどと主張して WTO における協議要請を実施し、その後、紛争解決パネルで審議されている。こうした動向は、貿易関連政策にかかる不確実性を一層高めた。

⁵ 経済産業省（2024）

⁶ 森川（2025）

第 I-2-1-1 表 近年の主な貿易措置の応酬

米国の主な措置	他国の主な措置
・ 通商拡大法 232 条を根拠とする鉄鋼・アルミ関税を賦課（2018 年 3 月）	・ EU、中国、インド、ロシア、トルコは順次、セーフガード協定第 8 条を根拠とする対米対抗措置を発動。また、カナダ、メキシコは NAFTA 上の規定を根拠とする対米対抗措置を発動
・ 通商法 301 条を根拠とする合計 2,500 億ドル（第一弾～第三弾の合計）分の中国製品に追加関税を発動（2018 年 7 月、8 月、9 月）	・ 中国は米国からの輸入品 1,100 億ドル分に追加関税を発動（2018 年 7 月、8 月、9 月）
・ 中国に対する先端半導体の輸出を広範に制限。（2022 年 10 月）	・ 中国はガリウム、ゲルマニウム等のレアメタルの輸出規制を導入（2023 年 8 月）
・ 通商法 301 条を根拠として中国に対する EV、半導体、太陽光パネル等への関税の大幅引上げを発表（2024 年 5 月） ・ →2024 年 9 月以降に順次賦課	・ 中国は航空・宇宙分野の製造設備・ソフトウェアを輸出規制対象にすると発表（2024 年 5 月）
・ 中国に対する先端半導体の輸出規制を強化（2024 年 12 月）	・ 中国はガリウム、ゲルマニウム、アンチモンの対米輸出を原則不許可にする旨を発表（2024 年 12 月）
・ 国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠として中国に対する 10%の追加関税を賦課（2025 年 2 月）	・ 中国は米国産の石炭・天然ガス・原油、農機具等に対して追加関税を賦課（2025 年 2 月）
・ IEEPA を根拠としてカナダ・メキシコに対する 25%の追加関税（一部の製品は 10%）を賦課（ただし、USMCA に基づく輸入品は対象外） ・ 通商拡大法 232 条を根拠として全世界の鉄鋼・アルミ及びその派生品に対して課してきた 25%の追加関税措置に関して、国別除外、品目別除外等の除外を廃止 ・ IEEPA を根拠として中国に対する追加関税を更に 10%引上げ（いずれも 2025 年 3 月）	・ カナダは 300 億カナダドル相当の米国産品（ゴム製空気タイヤ、化粧品等）に対して追加関税を賦課（その後、さらに 1,250 億カナダドル相当の米国産品へも追加関税を課することを発表） ・ カナダは米国産の 298 億カナダドル相当の産品（鉄、アルミ製品、コンピュータ、ディスプレイモニター等）に対する関税を賦課 ・ 中国は米国産の鶏肉やトウモロコシ、大豆、豚肉、牛肉等に対して追加関税を賦課（いずれも 2025 年 3 月）
・ 通商拡大法 232 条を根拠として全世界からの自動車輸入（USMCA の特惠税率対象となる自動車については非米国産部品の価額のみが課税対象）に対する 25%の追加関税を賦課 ・ IEEPA を根拠として全世界（カナダ、メキシコを除く）の全ての産品（既に通商拡大法 232 条関税対象となっている産品や将来的に同法による関税対象となる産品等を除く）に対する一律 10%、国別で最高 50%に達する「相互関税」を賦課（ただし、上乘せ分は 90 日間適用停止）	・ カナダは米国からの自動車輸入（USMCA の特惠税率対象とならない自動車等）に対する 25%の追加関税を賦課 ・ 中国は全ての米国産品に対して 34%の追加関税を賦課し、最終的に関税率を 125%まで引上げた（いずれも 2025 年 4 月）

- ・ 中国に対する追加関税率を合計 145%に引上げ
(いずれも 2025 年 4 月)

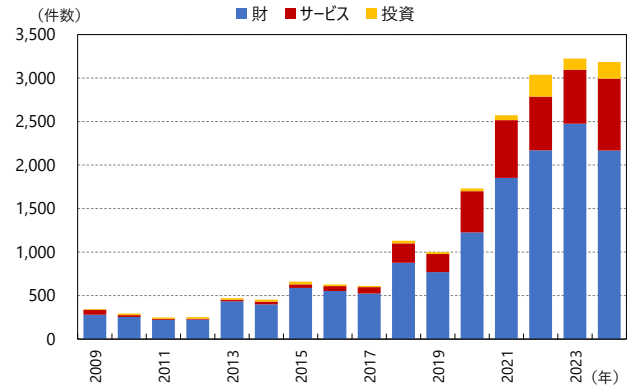
資料：各種報道、当局発表、ピーターソン国際経済研究所から作成。

また、近年、経済的威圧と呼ばれる行為に対する懸念が高まっている。2023 年 10 月の G7 大阪・堺貿易大臣会合の声明では、「我々は、他の政府による正当な主権的選択に干渉する威圧的な経済的措置及びその威嚇に関する我々の共通の懸念を改めて表明し、そのような措置の再発が拡大していることを憂慮する。」と言及した。こうした行為は、ルールベースの貿易関係に対する信認を著しく毀損し、ビジネスにとっての不確実性を高める要因になる。

世界全体で見ると、貿易制限措置は増加の傾向にある。世界の貿易投資に影響を与える各国政策を集約したデータベースである Global Trade Alert によれば、世界の貿易制限措置は 2010 年代後半から急増し、2022 年以降は 3,000 を越える措置数で高止まりしている。また、その対象は財

だけでなくサービスや投資にも広がりを見せていることがうかがえる（第 I-2-1-2 図）。

第 I-2-1-2 図 世界の貿易制限措置の数



備考：Global Trade Alert からカウントし、報告遅れを補正。

2025 年は 4 月 14 日までのカウント。

資料：IMF「WEO」（2025 年 4 月）から引用。

2. 2025 年の動向

2025 年 1 月に米国の第二次トランプ政権が発足すると、通商政策を巡る不確実性は劇的に高まった。トランプ政権は 2 月、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、合成麻薬の流入を理由に中国産品に対する 10%の追加関税を発動した。一方の中国は、対抗措置として即座に米国からの LNG 等に対する追加関税等を決定した。3 月に入ると、トランプ政権は、同じく IEEPA に基づき、中国産品に対してさらに 10%追加関税を発動し、対する中国は、米国からの鶏肉や小麦、大豆等への追加関税等を決定した。また、カナダ・メキシコに関しては、不法移民や合成麻薬の流入を理由に、IEEPA に基づき、両国の産品へ 25%の追加関税（一部産品については 10%）を 1 か月の延期の後に実施した（ただし、USMCA に基づく輸入品は対象外）。また、通商拡大法 232 条を根拠として全世界の鉄鋼・アルミ及びその派生品に対して課してきた 25%の追加関税措置に関して、国別除外、品目別除外等の除外を廃止した。

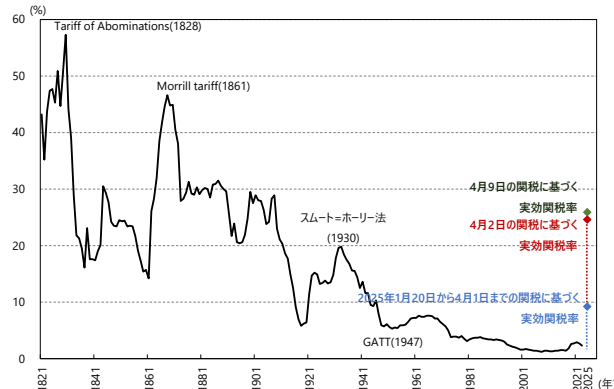
さらに、通商政策を巡る不確実性を決定的に高めたのは、4 月に入ってからの一連の動きである。4 月 2 日、米国は IEEPA に基づき、メキシコ、カナダを除く全世界に対して一律 10%、貿易赤字

の大きい国に対しては最高 50%の国ごとの税率に関税を引き上げる、いわゆる「相互関税」を発表した。翌日には、既に発表していた通商拡大法 232 条に基づく自動車の 25%追加関税も施行した。その後、一連の変更・修正を経て、4 月 9 日時点では、鉄鋼・アルミや自動車に対する 25%の追加関税が実施され、中国に対する合計 145%の追加関税が発表された一方、中国以外に対する相互関税は、引上げが行われる予定であった国別税率につき、4 月 10 日から 90 日間適用を停止することが発表された（10%一律関税は維持）。その他にも、米国は半導体や医薬品等の産品に関する通商拡大法 232 条に基づく調査も開始している。これに対して、中国が 125%の対米追加関税を実施するなど、他国は様々な対応をとっており、全体として貿易政策を巡る不確実性が高い不透明な状況となっている。

こうした第二次トランプ政権の関税賦課は、米国の実効関税率を大幅に上昇させ、4 月 9 日の時点で 1930 年のスムート・ホーリー法による関税引上げの時期を上回る水準となっている（第 I-2-1-3 図）。一連の関税措置が、IEEPA 等に基づく行政府の意思決定によって行われ、頻繁に変更・

修正が重ねられていることも、不確実性を高めている一因である。

第 I-2-1-3 図 米国の実効関税率



備考：2025 年 1 月 20 日から 4 月 1 日までの関税には、中国に対する 20%の関税、鉄鋼及びアルミニウムに対する 25%の関税、メキシコ及びカナダに対する 25%の関税、カナダからのエネルギー輸入に対する 10%の関税を含む。また、USMCA の特例によりカナダとメキシコに対する実効関税の引上げが半減すると仮定。4 月 2 日の関税には、自動車セクターに対する関税及び国別の関税が含まれ、同日の大統領令の Annex II で示された免除を適用。4 月 9 日の関税には、中国に対する関税の 145%への引上げ、他の国別の関税の 10%への引下げを含む。また、4 月 11 日に発表された一部の電子製品に対する免除も含む。

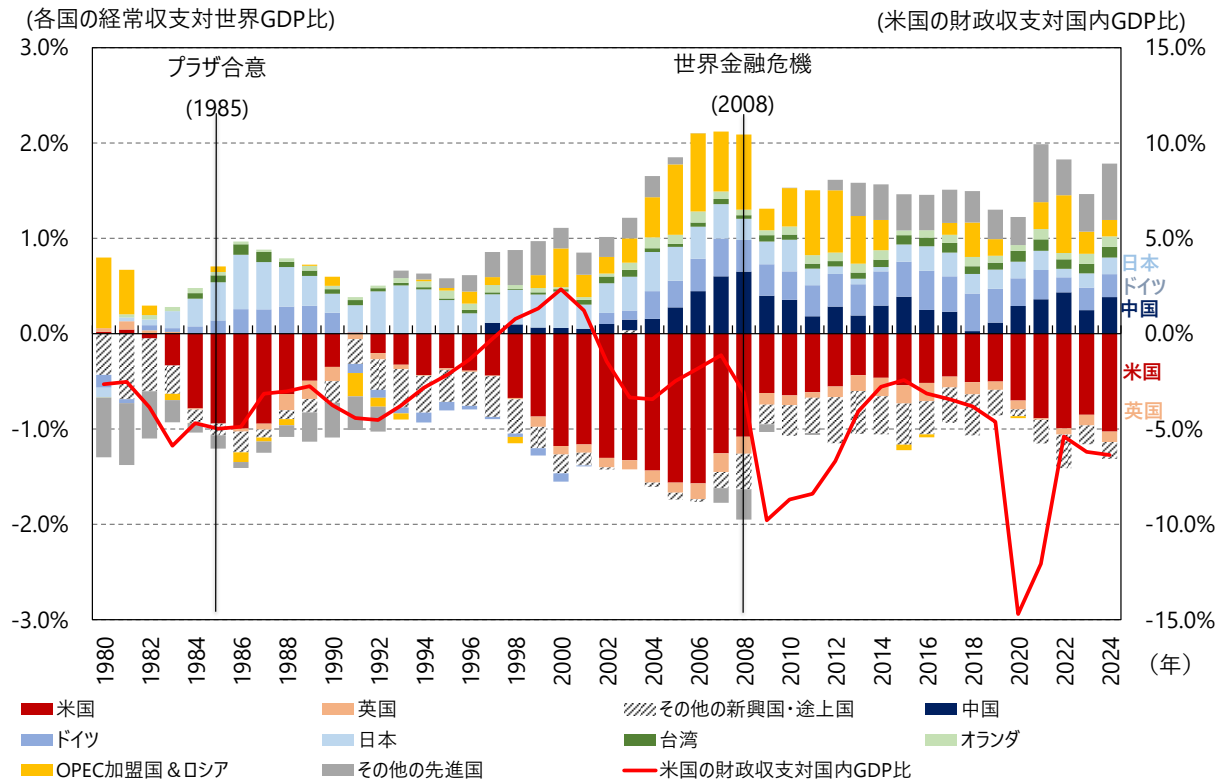
資料：2025 年 4 月公表の IMF「WEO」（米国国勢調査局「米国の歴史的な統計（1789～1945 年）」と IMF の推計により作成）から引用。

なお、一連の関税措置の背景として、第二次ランプ政権は米国の二国間での貿易赤字を問題視しているとされる。ただし、貿易赤字解消、製造業の国内回帰、雇用、経済安全保障、税収の確保、過剰なドル高の修正といった関連する政策目標の相互関係や優先順位、それらと関税引上げとの関係性は、必ずしも明らかではない。関税の引上げそのものに加えて、こうした政策的な一貫性を巡る曖昧さが、米国の通商政策を巡る不確実性を高める要因となっている。

ここで、世界各国の経常収支（対世界 GDP 比）のバランスを確認する（第 I-2-1-4 図）。足下で経常収支黒字が大きいのは、中国とドイツである。日本は近年、財・サービス収支が赤字だが、第一

次所得収支黒字によって経常収支も黒字となっている。米国は直近、世界の経常収支赤字の大半を占め、世界金融危機の頃よりは低いが、プラザ合意の頃と同水準まで増えている。同時に、米国の財政収支も赤字が拡大傾向であり、対 GDP 比で見ると、足下では世界金融危機の後やコロナ禍の時期よりは低いものの、プラザ合意の頃を上回るようになっている。経常収支と財政収支の赤字がいずれも増大する、いわゆる双子の赤字の状態である。一般論として、過度な経常収支の不均衡は持続可能ではないとされる。現下の貿易摩擦の背景として、注視していく必要がある。

第Ⅰ-2-1-4 図 主要国・地域の経常収支対世界 GDP 比と米国の財政収支対国内 GDP 比



備考：各国の経常収支が、世界の GDP に占める割合を表示。負の場合は経常収支赤字であることを意味。個別国の抽出方法は、2024 年断面で 0.1%より大、若しくは-0.1%より小の国を抽出。

資料：IMF「WEO」（2025 年 4 月）、米国商務省、CEIC database から作成。